

入札公告

条件付一般競争入札を行うので、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。（以下「予
決令」という。）第74条の規定により公告する。

平成20年5月20日

支出負担行為担当官 福島県生活環境部長 阿久津 文作

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 6105-07-81
- (2) 工事名 三平口赤法華線歩道整備工事
- (3) 工事場所 南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳地内（尾瀬国立公園）
- (4) 工事概要
歩道工（木道工） $W = 1.0\text{m}$ $L = 444.0\text{m}$
- (5) 完成期限 平成20年11月14日限り
- (6) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 「福島県平成19・20年度工事等請負有資格業者名簿」（以下「有資格業者名簿」という。）の一般土木工事に登録され、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種土木工事業の許可を得ている者であること。
- (2) 県内業者にあつて、有資格業者名簿の一般土木工事の格付等級がA、B（総合点900点以上）の者であること。
- (3) 南会津建設事務所管内、県中建設事務所管内（須賀川市、岩瀬郡及び石川郡に限る。）、県南建設事務所管内、会津若松建設事務所管内に本店又は支店・営業所を有する者。この場合の支店・営業所は、県内に本店を有する者の支店・営業所であつて有資格業者名簿に記載された委任先をいう。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 設計図書、契約の条項、入札説明書等の閲覧期間及び閲覧場所
ア 閲覧期間 平成20年5月20日（火）から平成20年6月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
イ 閲覧場所 福島県杉妻町2番16号
福島県生活環境部自然保護課（西庁舎8階）
- (3) 設計図書等に対する質問及び回答

- ア 受付期間 平成20年5月20日（火）～平成20年5月26日（月）
- イ 受付方法 入札説明書による
- ウ 受付場所 福島県杉妻町2番16号
福島県生活環境部自然保護課（西庁舎8階）
電話番号 024-521-7251
ファクシミリ 024-521-7928
電子メール sizen@pref.fukushima.jp
- エ 回答予定日 平成20年5月28日（水）
- オ 回答書閲覧方法 福島県生活環境部ホームページに掲載する。

4 入札等

- (1) 入札書の提出について
入札説明書による。
- (2) 入札書等提出期日及び提出先（郵送先）
- ア 提出期日 平成20年6月9日（月）（配達日指定期日）
- イ 提出先（郵送先） 郵便番号 960-8670
福島県杉妻町2番16号
福島県生活環境部自然保護課
- ウ 提出部数 1部
- エ 郵便局差出期限日 平成20年6月6日（金）
- オ 入札書のあて先は、「支出負担行為担当官 福島県生活環境部長」と記載すること。

5 開札等に関する事項

- (1) 開札は公開とする。
- (2) 開札には入札参加者又はその代理人は立ち会うものとする。なお、開札に立会いために必要な旅費等は入札参加者の負担とする。
- ア 開札日時 平成20年6月11日（水）午前10時30分から
- イ 開札場所 福島県杉妻町2番16号
福島県庁西庁舎 8階 801会議室
- (3) 再度入札について
- ア 開札をした場合において、予決令第79条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札に付するものとする。
- イ 再度入札参加者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- ウ 再度入札は再入札書の提出によって行う。
- (4) 落札予定について
落札予定日 平成20年6月11日（水）
- (5) 落札者の公表について
入札説明書による。

- (6) 入札結果の公表及び方法について
入札説明書による。

6 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適合の通知については、入札説明書による。

7 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び環境省施行委任工事条件付一般競争入札実施要綱、福島県条件付一般競争入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県生活環境部自然保護課

電話番号 024-521-7251

ファクシミリ 024-521-7928

電子メール sizen@pref.fukushima.jp

〈参 考〉 外封筒及び中封筒の貼り付け用紙

(キリ線にそって切り取り、外封筒と中封筒の表面に貼り付けてください)

キリ線

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県生活環境部 自然保護課 行き 郵便局窓口差出期限日 平成20年6月 6日	開 札 日 平成20年6月11日 工 事 名 三平口赤法華線歩道整備工事 工 事 番 号 6105-07-81 工 事 箇 所 南会津郡檜枝岐村字 燧ヶ岳地内 (尾瀬国立公園) 商号又は名称 担 当 者 名 連絡先(電話番号) 連絡先(FAX番号)
配達日指定期日 平成20年6月9日 入札書等在中	

キリ線

キリ線

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県生活環境部 自然保護課 行き 郵便局窓口差出期限日 平成20年6月 6日	開 札 日 平成20年6月11日 工 事 名 三平口赤法華線歩道整備工事 工 事 番 号 6105-07-81 工 事 箇 所 南会津郡檜枝岐村字 燧ヶ岳地内 (尾瀬国立公園) 商号又は名称 担 当 者 名 連絡先(電話番号) 連絡先(FAX番号)
配達日指定期日 平成20年6月9日 入札書等在中	

キリ線

留意事項

これまでの条件付一般競争入札において、郵送方法の誤りにより無効となった事例が多発しております。

「郵送の際は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。」

条件付一般競争入札

工事番号 第6105-07-81号

工事名 三平口赤法華線歩道整備工事

- 1 入札説明書
 - 2 契約の方法及び条件の条件
 - 3 福島県条件付一般競争入札心得
 - 4 環境省施行委任工事条件付一般競争入札実施要綱
 - 5 様式等
 - (1) 条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）
 - (2) 条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書（様式第5号）
 - (3) 条件付一般競争入札参加資格不適合通知書（様式第6号）
 - (4) 条件付一般競争入札参加資格不適合通知に対する理由説明請求書（様式第7号）
 - (5) 入札書
 - (6) 入札を無効とする申出書
 - (7) 郵便入札におけるくじ
 - (8) 見積内訳書
 - (9) 見積内訳書を作成する際の留意点について
- (別掲)
- 福島県ホームページ（総務部入札監理課一要綱等の情報公開）
- 1 福島県工事請負契約約款
 - 2 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

福島県生活環境部自然保護課

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。（以下「予決令」という。）第 70 及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年 3 月30日付け18財第6342号 総務部長依命通達）に基づく入札参加制限中（指名停止も含む。）の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。

2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、環境省施行委任工事条件付一般競争入札実施要綱第 8 条第 3 項の規定により条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第 2 号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

3 入札等

(1) 入札書の提出について

入札に参加する者は、入札書及び見積内訳書を以下の方法により郵送しなければならない。なお、入札書及び見積内訳書の参考様式は、別添のとおり。

ア 入札書等の提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない

イ 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。

ウ 中封筒には、入札書及び見積内訳書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、工事名、工事番号、工事箇所名及び開札日を記載すること。

エ 外封筒には、入札書等を同封した中封筒を入れ、外封筒の表に、会社名、工事名、工事番号、工事箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先（電話番号・ファクシミリ番号）、入札書等在中の旨を記載すること。

(2) 郵便局差出期限日について

公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

4 開札等に関する事項

- (1) 落札候補者の公表について
最低価格で入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）から3番目までの者を落札候補者とし、公表する。
ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。
- (2) 入札結果の公表及び方法について
ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。
イ 公表は、自然保護課に設置する閲覧所、県政情報センター及び福島県ホームページにおいて行う。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

- (1) 落札候補者に対する通知
落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。
- (2) 落札候補者の入札参加資格要件の審査
落札候補者は、資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から起算して3日以内に条件付一般競争入札資格確認書類送付書（様式第5号）に当該書類を添えて提出しなければならない。
- (3) 入札参加不適合の通知
落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札資格不適合通知書（様式第6号）により通知する。
- (4) 入札参加不適合理由の請求
ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。
イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面（様式第7号）により提出しなければならない。
ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。
- (5) 落札者の決定
落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
ア 会計法（昭和22年法律第35号。以下「会計法」という。）第29条の4に定める入札保証金は入札金の100分の5の額とする。ただし、予決令第77条各号の規定に該当するものについては免除する。
イ 落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5に相当する額を納めなければならない。
- (2) 契約保証金
会計法第29条の9に定める契約保証金は契約金額の100分の10の額とする。

ただし、予決令 100 条の 3 第 1 項各号の規定に該当するものについては免除する。

7 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加者がいないとき、又は再度の入札を執行しても落札候補者がいない場合は、予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約とする。

(3) 契約は、福島県工事請負契約約款によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、環境省施行委任工事条件付一般競争入札実施要綱、福島県条件付一般競争入札心得、を熟知すること。

(4) 書類は原則として A 4 判とすること。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加制限を行うことがある。

(6) 経営事項審査について

建設業法第 27 条の 23 及び建設業法施行規則（昭和 31 年建設省令第 14 号）第 18 条の 2 の規定により、契約にあたっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

環境省施行委任工事条件付一般競争入札実施要綱に基づき条件付一般競争入札とする。

入札参加者がいないとき、又は再度の入札を執行しても落札候補者がいない場合は、予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約とする。

2 入札の条件等

入札の際呈示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

法第 29 条の 4 に定める入札保証金は入札金の 100 分の 5 の額とする。ただし、予決令第 77 条各号の規定に該当するものについては免除する。ただし、落札者の通知を受けた者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 5 に相当する金額を納付しなければならない。

(3) 落札者

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者から第 3 順位までを落札候補者とし、第 1 順位の者から順に入札参加資格確認を行い落札者を決定する。

ただし、本工事には低入札価格調査制度による調査基準価格を設定しており、この調査基準価格を下回る価格の入札があった場合は落札者の決定を保留し、その結果は後日入札者全員に通知する。この場合は、最低価格入札者であっても落札者とならない場合がある。

なお、調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、その入札価格によって契約の内容に適合した履行がされるか否かの調査を行うので協力すること。

(4) 契約保証金

法第 29 条の 9 に定める契約保証金は請負代金の 100 分の 10 の額とする。ただし、予決令第 100 条の 3 第 1 項各号の規定に該当する者については免除する。

また、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付することとする。

(6) 前払金

予算決算及び会計令臨時特例第 2 条第 3 項で定める前払金は 4 割の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(7) 部分払

予決令第 101 条の 10 で定める部分払は 工事の既済部分に対する代価の 10 分の 9 を越えない範囲内とする。（ただし、既済部分に対する対価が請負代金の 10 分の 3 [前払金の約定をもするときは 10 分の 5] を越えた場合に限る。）

(8) 工期

工期は平成 20 年 11 月 14 日限りとする。

ただし、工事の着手時期は、契約締結の日から7日以内において工事発注者（以下「甲」という。）が指定する日とする。

(9) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(10) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労働者を休業させるよう配慮すること。

(11) 現場代理人届等

請負者（以下「乙」という。）は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約の締結の日から5日以内に経歴書を添付して甲に提出すること。

(12) スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第25条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ甲又は乙の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（乙の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。

(13) 不可抗力による損害の負担

約款第29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは善管処置を裏付ける資料を添付すること。

第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の1000分の5（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害額に含めないものとする。なお、1回の損害額が10万円未満である場合は前段にかかわらず損害額に含めないこととする。

(14) 下請負に附する場合の遵守事項

工事の一部を下請負に附する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(15) 配置予定の技術者

ア 他の発注機関の入札との関係について

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、同日同時刻に行われる入札（国、県、市町村を含む）については、他の入札に参加した場合は当該入札に参加してはならない。

イ 他の建設工事の配置技術者との関係について

入札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者とすることができるが、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。

ウ 監理技術者

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。

(16) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条

項で別記の条項を挿入する。

(17) 契約確定の時期

法第 29 条の 8 第 2 項の規定により両者が契約書に記名、押印したとき確定する。

(18) 見積内訳書

入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳書（数量・単価・金額等を明らかにしたものに限る。）を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。

入札の際に提示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 福島県工事請負契約約款
- 2 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- 3 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

[別記] 特約条項

第 1 乙は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 3 条第 1 項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第 2 約款第 37 条第 1 項ただし書きの表中、請負代金の額 2,000 万円以上の場合、甲、乙協議して定める回数は 3 回（中間前金払をする場合は 2 回）とする。

特記事項

上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体の方法、解体工事に関する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地及び再資源化に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

(工事入札の方法及び入札の条件に添付)

契約の保証について

1 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

(1) 契約保証金に係る保証金領収書の提示

[注] イ 契約保証金領収書は、発注者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限り。）を払い込んで、交付を受けること。

ロ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ハ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

ニ 請負者は、発注者へ工事目的物の引き渡し後、契約保証金の払渡を求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

[注] イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及び担保価格は、次のいずれかに限るものとする。

1 福島県債証券	額面金額
2 国債証券	額面金額の 10 分の 8

ロ 保管有価証券領収書は、福島県出納局公金管理グループに契約保証金の金額に相当する担保価格の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ハ 上記ロの有価証券が記名証券の場合は、その払い込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

ニ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ホ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保として有価証券は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヘ 請負者は、発注者へ工事目的物の引き渡し後、有価証券の払渡を求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

[注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組明日、水産業共同連合会、若しくはその他の貯金の受け入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年

法律第 184 号) 第 2 項第 4 項に規定する保証事業会社 (以下「金融機関等」と総称する。) とする。

- ロ 保証書の宛名の欄には「支出負担行為担当官 福島県生活環境部長 阿久津 文作」と記載するように申し込むこと。
- ハ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- ヘ 保証期間は、工期を含むものとする。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。
- チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては発注者の指示に従うこと。
- リ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ヌ 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、発注者へ工事目的物の引渡し後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

[注] イ 公共事業履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

- ロ 公共事業履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 福島県生活環境部長 阿久津 文作」と記載するように申し込むこと。
- ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ニ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。
- ホ 保証期間は工期を含むものとする。
- ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- ト 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

(5) 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

[注] イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

- ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ハ 保険証券の宛名の欄には「支出負担行為担当官 福島県生活環境部長 阿久津 文作」と記載するように申し込むこと。
- ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ニ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。
- ホ 保険期間は工期を含むものとする。

へ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ト 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- 2 1 の規定にかかわらず、落札者が 500 万円未満となる場合は、契約の保証を付さない。ただし、契約締結後、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が 500 万円以上となるときは、約款第 4 条に規定する契約の保証を付するものとし、この場合は 1 の規定を準用する。

福島県条件付一般競争入札心得

(目的)

第1条 福島県が発注する建設工事に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者の通知を受けた者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法等)

第3条 入札参加者は、入札公告、福島県工事請負契約約款、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書及び見積内訳書（以下「入札書等」という。）を一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの方法により、かつ、入札公告で示した提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送しなければならない。

3 前項の方法以外の方法により提出された入札書等は、無効とする。

4 入札参加者は、入札書等を次の方法で郵送しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書及び見積内訳書の中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所及び開札日を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所、開札日、担当者、担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）及び入札書等在中の旨を記載すること。

5 入札参加者は、一度郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札を無効とする申出)

第4条 入札参加者は、入札書等を郵送した日から落札候補者の通知を受けた日までの間に、予定していた技術者が配置できない事由が発生した場合には、郵送した入札書等を無効とする申出をすることができる。この場合においては、第2条のただし書きの規定は適用しない。

2 前項の申出をせずに契約を辞退をした場合には、入札参加資格制限の措置を受けることがある。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

(開札)

第6条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

3 開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

4 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、別に定める「郵便入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、順位を決定するものとする

5 開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者名及び当該理由を読み上げるものとする。

6 前項の確認を行った後、無効又は失格の入札を除き最低価格の入札をした者（総合評

価方式による入札にあっては、評価値が最も高い者) から第3順位までの入札者(以下「落札候補者」という。)を落札候補者として入札金額及び入札者名を読み上げるものとする。

(落札決定の保留)

第7条 落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、後日落札者を決定する。

(第1順位の落札候補者に対する通知)

第8条 第1順位の落札候補者が開札に立ち会わないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第9条 入札参加資格確認書類の提出の指示を受けた落札候補者は、指示を受けた日から起算して3日以内(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)に提出しなければならない。

2 落札候補者が前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき又は入札執行権者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加資格を有する者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とする場合がある。この場合、契約内容に適合した履行に関する調査(以下「低入札価格調査」という。)を実施し判断するものとする。

2 施行令第167条の10第2項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(入札書の無効等)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 第3条第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 入札公告に示す指定日以外の日に到着した入札書(郵便事故によって指定日以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。)
- (3) 入札参加資格のない者が入札した入札書
- (4) 入札公告で示した提出先以外に到着した入札書(郵便事故によって提出先以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。)
- (5) 外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど開札前に入札参加者が特定できない入札書
- (6) 鉛筆書きによる入札書
- (7) 中封筒又は見積内訳書の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない入札書
- (8) 同一の入札参加者が2通以上提出した入札書
- (9) 見積内訳書を提出しない者が入札した入札書
- (10) 中封筒に入っていない入札書
- (11) 入札書の日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない入

札書

- (12) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
 - (13) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
 - (14) 入札書の工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが記載されていない入札書
 - (15) 入札書の工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが入札公告と一致しない入札書
(軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。)
 - (16) 見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない（見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が千円未満である場合は除く。）入札書
 - (17) 提出期限内に入札参加資格確認書類を提出しない者の入札書
 - (18) 虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書
 - (19) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書
 - (20) 上記(1)から(19)に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書
- 2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する入札書は、失格とする。
 - (1) 入札金額が最低制限価格を下回る入札書
 - (2) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書
(契約保証金等)

第 12 条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第 13 条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して 7 日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(質問及び異議の申立て)

第 14 条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

- 2 入札書等の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成 19 年 4 月 1 日以降に起工の決定を行うものについて適用する。

この心得は、平成 19 年 10 月 1 日以降に公告を行うものについて適用する。

この心得は、平成 20 年 1 月 1 日以降に公告を行うものについて適用する。

この心得は、平成 20 年 4 月 1 日以降に公告を行うものについて適用する。

環境省施行委任工事条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）第13条第2項により環境省から支出負担行為の事務の委任を受けた支出負担行為担当官福島県生活環境部長（以下「支出負担行為担当官」という。）が発注する建設工事について、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第73条の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、対象工事とは、条件付一般競争入札により入札を行う工事をいう。

2 この要綱において、工事執行権者とは、対象工事を所掌する支出負担行為担当官をいう。

3 この要綱において、入札執行権者とは、対象工事の入札を行う支出負担行為担当官をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、支出負担行為担当官が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち設計金額が250万円を超えるものとする。

(入札参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

(1) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和52年6月28日付け52財第192号総務部長依命通達。以下「要綱」という。）

第5条に規定する工事等請負有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録されている者であること。

(2) 予決令第70及び第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者（要綱第13条の規定に基づく指名停止期間中である者を含む。）でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

(5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。

2 入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

(1) 有資格業者名簿の格付等級

- (2) 本店又は営業所の所在地に関すること。
- (3) 企業の同種又は類似工事の実績に関すること。
- (4) 企業の同規模工事の実績に関すること。
- (5) 配置予定技術者の資格等に関すること。
- (6) その他必要な事項

(混合入札)

第5条 特定建設工事共同企業体の入札参加を認める工事においては、適正な競争のため、単体企業の入札参加資格及び特定建設工事共同企業体の入札参加資格をそれぞれ定め、混合入札を行うものとする。

(入札参加資格の審議)

第6条 工事執行権者は、工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱（平成19年3月30日付け18財第6403号総務部長依命通達）（以下「入札参加資格の設定等に関する要綱」という。）第9条に定める入札参加資格の設定基準に基づき入札参加資格を設定し、条件付一般競争入札参加資格条件設定調書（様式第1号）（以下「条件設定調書」という。）により入札参加資格の設定等に関する要綱第3条で定める本庁入札参加条件等審査委員会の審議を受けなければならない。

(入札の公告等)

第7条 入札執行権者は、次に掲げる事項について、福島県公式ホームページに掲載する方法及び県政情報センター等における閲覧の方法により公告するものとする。

- (1) 条件付一般競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び期間
- (3) 入札に参加する者に必要な資格
- (4) 入札書等の提出方法及び提出期限
- (5) 入札執行の場所及び日時
- (6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (7) 入札参加資格を有することの確認に関する事項
- (8) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (9) 福島県工事請負契約約款により契約を締結する旨
- (10) その他必要な事項

2 公告は、公告した日から入札書等の郵便局差出期限の日まで行うものとし、その期間は原則として17日（福島県の休日を含める）（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

(設計図書等の周知)

第8条 入札執行権者は、福島県工事請負契約約款、入札心得、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を入札公告に示した方法により周知するものとする。

2 前項に規定する周知の期間は、入札書等の郵便局差出期限の日までとする。

3 設計図書等に対する質問は、条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）（以下「質問書」という。）により受け付けるものとし、その受付期間は、公告の日から起算して5日間（休日を除く。）とするものとする。

4 入札執行権者は、前項の規定により提出された質問書に対する回答を条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（様式第3号）（以下「回答書」という。）を福島県公式ホームページに掲載する方法により周知するものとする。この場合においては、質問書を併せて掲載するものとする。

5 前項の質問書及び回答書は、設計図書等と同様の方法により周知するものとする。
(現場説明)

第9条 現場説明会は、行わないものとする。
(入札保証金)

第10条 法第29条の4に定める入札保証金は入札金の100分の5の額とする。ただし、予決令第77条各号の規定に該当するものについては免除する。

2 第26条の規定に基づく通知を受けた落札者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5に相当する金額を納付させるものとし、入札公告及び入札説明書にその旨を記載するものとする。
(入札書等の郵便入札方式)

第11条 条件付一般競争入札は、入札参加希望者が入札公告に基づき入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

2 入札参加希望者は、入札書及び入札金額に対応した入札金額の見積内訳書(以下「入札書等」という。)に必要事項を記入し、記名押印の上封筒に入れ、一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの方法により公告に示す送付先に、公告に示す日を指定して配達日指定郵便で郵送しなければならない。

3 前項の規定による郵送は、次の方法によるものとする。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書及び見積内訳書の中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所及び開札日を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所、開札日、担当者、担当者連絡先(電話番号及びFAX番号)及び入札書等在中の旨を記載すること

(入札書等の提出期日)

第12条 入札書等の提出期日は、別に定める場合を除き開札日の前日(その日が休日に当たるときは、その前日)とする。

(入札書等の保管等)

第13条 入札執行権者は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封し、中封筒の表面記載事項を確認し、中封筒を未開封のまま施錠できる保管場所において厳重に保管するものとする。

2 配達された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。
(入札の無効等)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 1の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 入札金額を訂正している入札

(5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

(6) 第11条に規定する郵送方法によらない入札

(7) 公告で示した入札書の提出期日以外の日には到達した入札

(8) 明らかに不正によると認められる入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

2 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札は、失格とする。

(条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表の作成)

第 15 条 入札執行権者は、開札の前に、中封筒に記載された事項を基に条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表(様式第 4 号)(以下「一覧表」という。)を作成しなければならない。ただし、開札の前に作成することができないときは、開札後に作成することができる。

- 2 前項の場合においては、いかなる理由があっても中封筒は開封してはならない。
- 3 入札執行権者は、入札が無効であること又は入札参加者が入札参加資格を有しないことが明らかなる者も含め、すべての者を一覧表に記入するものとする。

(開札)

第 16 条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札は、公開とする。
- 3 開札は、入札参加者又はその代理人に立ち合わせて行う。
- 4 入札執行権者は、開札に当該入札事務に関係のない 1 人以上の職員を立ち合わせるものとする。
- 5 入札執行権者は、開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者名を読み上げるものとする。

(再度入札)

第 17 条 入札執行権者は、開札をした場合において、予決令第 79 条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札に付するものとする。

- 2 再度入札は 2 回とする。
- 3 再度入札参加者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- 4 再度入札は再入札書の提出によって行う。
- 5 第 14 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 8 号、第 9 号の規定のほか、次の各号に該当する再入札は無効とする。

- (1) 金額が当初の入札金額より高い再度入札
- (2) 当初の入札に参加していない者の再度入札
- (3) 当初の入札で無効の入札を行った者の再入札

(落札候補者)

第 18 条 入札執行権者は、最低価格で入札した者(総合評価方式による入札にあつては、評価値が最も高い者)から第 3 順位までの入札参加者(第 16 条第 4 項の規定による失格又は無効の入札を行った者を除く。以下同じ。)(以下「落札候補者」という。)の入札参加者名を開札の場において読み上げるものとする。

- 2 前項の場合において、最低価格の入札参加者が複数ある場合は、直ちにくじにより落札候補者の順位を決定するものとする。
- 3 最低価格から第 2 番目又は第 3 番目の入札参加者が複数あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、前項の規定に準じて順位を決定するものとする。

(落札決定の保留)

第 19 条 入札執行権者は、落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第 1 順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、後日落札者を決定する旨を宣言しなければならない。

(落札候補者に対する通知)

第 20 条 入札執行権者は、落札候補者が開札に立ち会わないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。

2 落札者を決定する前において落札候補者以外の入札参加者等から当該入札に関する問い合わせがあった場合は、開札場所において読み上げ、又は宣言した内容を回答して差し支えないものとする。

(入札参加資格の事後審査)

第 21 条 条件付一般競争入札は、入札参加資格の確認について入札参加希望者の入札手続の負担軽減及び入札事務の効率化を図るため、入札後に最低価格入札者等から順に入札参加資格が確認できるまで審査を行う事後審査方式により行うものとする。

2 入札執行権者は、落札候補者を決定したときは、落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認をしなければならない。

3 前項の確認は、第 1 順位落札候補者から順に、入札参加資格を有する者が確認できるまで行うものとする。この場合において、入札執行権者は、入札参加資格がないと認める者があったときは、速やかに次順位の落札候補者に通知しなければならない。

4 第 2 項の確認は、入札参加資格の確認ができるようになった日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に行わなければならない。

5 第 18 条第 1 項の落札候補者がすべて入札参加資格を有していなかったときは、第 4 順位以降の入札参加者を順次落札候補者として当該落札候補者に落札候補者となった旨を通知するとともに、入札参加資格の確認を行うものとする。この場合においては、第 18 条第 2 項から第 4 項まで、第 20 条第 1 項及び前項の規定を準用する。

(入札参加資格確認書類)

第 22 条 入札執行権者は、落札候補者が入札参加資格を有しているか確認する場合において必要があると認めるときは、開札し、落札決定を保留した後、第 1 順位の落札候補者に対して条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書（様式第 5 号）及び必要な書類（以下「入札参加資格確認書類」と総称する。）を提出することを指示するものとする。

2 前項に規定する指示を受けた落札候補者は、指示を受けた日から起算して 3 日以内（休日を除く。）に入札参加資格確認書類を提出しなければならない。

3 落札候補者が第 2 項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき又は入札執行権者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は無効とする。

4 入札参加資格確認書類として提出を求める書類の標準的なものは、別に定める。

(入札参加資格の確認の審議)

第 23 条 入札執行権者は、入札参加資格の確認について別に定める場合にあっては、本庁入札参加条件等審査委員会の審議を受けなければならない。

(入札参加不適合の通知)

第 24 条 入札執行権者は、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該落札候補者に対し速やかに理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適合通知書（様式第 6 号）により通知しなければならない。

2 前項の通知に不服のある落札候補者は、その理由について条件付一般競争入札参加資格不適合通知に対する理由説明請求書（様式第 7 号）により説明を求めることができるものとする。

3 入札執行権者は、前項の規定による説明を求められたときは、当該落札候補者に対し書面により回答しなければならない。

4 第 2 項に規定する理由の説明の求めは、入札事務の執行を妨げない。

- 5 入札執行権者は、第3項に規定する回答をするに当たり、当該落札候補者に入札参加資格があると考えられる場合において、まだ落札者を決定していないときは、改めて第20条第1項及び第22条に規定する資格確認の手続を経た上で、入札参加資格不適合通知書を取り消す旨の通知及び落札者とする旨の通知を行うものとする。
- 6 第3項に規定する回答に不服がある落札候補者は、入札制度等監視委員会に再苦情の申立てをすることができる。この場合において、再苦情の申立ては、入札事務の執行を妨げない。
- 7 前項の再苦情の申立ての手続は、福島県入札及び契約の手続等に関する再苦情処理要領（平成16年3月5日付け15財第182号総務部長依命通達）の規定による。
（落札決定までに入札参加資格を失った場合）
- 第25条 落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなす。
（落札者の決定）
- 第26条 入札執行権者は、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定しなければならない。
- 2 入札執行権者は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知しなければならない。
- 3 落札候補者に落札者又は入札参加資格を有しない者以外の者がある場合は、落札者が決定した旨を当該落札候補者に電話等確実な方法により速やかに連絡するものとする。
- 4 落札候補者以外の入札参加者への落札者決定の通知は、入札及び契約の過程に関する事項の公表について（平成13年5月8日付け13財第96号総務部長通知）の規定により当該入札結果の公表をもってこれに代える。
- 5 入札執行権者は、落札者を決定するときは、入札の過程及び結果を条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表に記入しなければならない。
（入札参加者及び落札候補者がいない場合の取り扱い）
- 第27条 入札執行権者は、入札参加者がいないとき、又は再度の入札を執行しても落札候補者がいない場合は、予決令第99条の2の規定により随意契約とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月23日から施行し、同日以後に起工する工事について適用する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成19年8月31日までに起工する工事については、設計金額が3千万円以上の工事を対象工事とする。ただし、契約権者が必要と認めるときは設計金額が3千万円未満の工事を対象工事とすることができる。

様式第2号（第8条関係）

条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

年 月 日

（入札執行権者）

住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩
電 話 番 号
（作成担当者）

工事番号	第 号
工事名	
質 問 事 項	

様式第5号（第22条関係）

条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書

年 月 日

（入札執行権者）

住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩
電 話 番 号
（作成担当者 ）」

年 月 日付けで公告のありました下記の工事に係る入札参加資格の確認に必要な書類について、下記のとおり送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

工 事 番 号	— —
工 事 名	
送付する書類の件名	

様式第6号（第24条関係）

条件付一般競争入札参加資格不適合通知書

年 月 日

商号又は名称 代表者氏名 様

(入札執行権者)

印

先にあなたを落札候補者とし、入札参加資格を確認する旨通知しました下記の工事については、下記のとおり入札参加資格がないことを確認しましたので、お知らせします。

なお、この通知に不服があるときは、理由の説明を求められますので、説明を求める場合は、年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

記

公 告 日	年 月 日
工 事 番 号	— —
工 事 名	
入札参加資格がないと認めた理由	

様式第7号（第24条関係）

条件付一般競争入札参加資格不適合通知に
対する理由説明請求書

年 月 日

（入札執行権者）

住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩
電 話 番 号
（作成担当者 ⑩）

工事番号	第 号
工事名	
理由の説明を求める理由	

(福島県条件付一般競争入札用)

入札書

※1
入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壹
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

円也

工事名

工事番号

工事箇所

くじの数

--	--	--

※2

上記のとおり入札いたします。

年 月 日

※3

住 所

商号又は名称

代表者名

印

(あて先) 福島県

(※1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※2) 同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値(000~999。空欄をつくらぬこと。012のように0(ゼロ)を記載する)を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

(※3) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載し、押印すること。

入札書を無効とする申出書

- 1 工事名
- 2 工事番号

上記の入札に関して入札書等を提出していましたが、下記の工事の落札者（落札候補者）となったため、技術者を配置できなくなったことにより入札参加資格を満たさなくなりましたので、申し出ます。

記

発注者名
工事名
工事番号

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

(発注者名)

様

別紙

郵便入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、最低価格、第2番目又は第3番目の入札参加者が複数あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

電子入札におけるくじと同様の次の手順で実施する。

1. 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、有資格コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2. くじの手順

- (1) 有資格者コードの小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を最上位とする。
- (4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。
この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。
- (5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。
この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。
- (6) 4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

(例) 入札参加者3名が同額入札の場合

- (1) 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

杉妻建設	(有資格者コード 100980021)	…………	くじ番号 0
福島建設	(有資格者コード 100980142)	…………	くじ番号 1
福島組	(有資格者コード 100982293)	…………	くじ番号 2

- (2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

杉妻建設	(くじの数 072)	合計	(072 + 123 + 452 = 647)
福島建設	(くじの数 123)		
福島組	(くじの数 452)	余り	(647 ÷ 3 = 215…余り2)

- (3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号である福島組

2順位は、2 + 1 = 3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の杉妻建設

3順位は、0 + 1 = 1と一致するくじ番号である福島建設

見積内訳書を作成する際の留意点について

最近、見積内訳書の記載内容の不備により無効となるケースが増えています。見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類ですので、その作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

- 見積内訳書は、記載例の様式の注意事項にあるように値引きの表示は認めておりません。下記の例のように、**金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載してください。**

（例1）単価の端数金額を値引いた計算は行わない。

	数量	単価	
（誤）○○○工	130m ²	2,508 円	= 325,000 円（計算が合わないため誤計算）
		↓	
（正）○○○工	130m ²	2,500 円	= 325,000 円

※ 130 × 2,508=326,040 円となるので、326,040 円と記入するか、又は325,000 円と見積もりたい場合は、誤計算とならないよう単価を 2,500 円として記入する。

- 金額のまるめとして端数金額を値引きしている例がみられますが、表示方法によっては、見積金額と入札金額の不一致とみなされ、また、**まるめ金額が千円以上となっている場合は千円以上の誤計算とみなされ、入札書が無効となります**ので十分にご留意ください。

なお、**記載すべき項目の漏れや誤計算の金額がそれぞれ千円以上の場合も無効となります**ので、郵送する前に十分チェックしてください。

（例2）合計欄等でまるめ値引きは行わない。

（誤）	工事原価	10,000,000 円	
	一般管理費	2,345,600 円	
	工事価格	12,345,600 円	
	工事価格（まるめ）	12,340,000 円	（引下げ項目が不明な値引き）
		↓	
（正）	工事原価	10,000,000 円	
	一般管理費	2,340,000 円	
	工事価格	12,340,000 円	

※一般管理費など実際に値引いた項目の金額（単価）を引下げた後の金額で表示する。

- 記載例の様式の注意事項では「金抜設計書における種別レベルまでの工種について記載する。」となっていますが、**見積内訳書の種別レベルの数量が1式表示となっている場合は、適切に積算されていないと判断され、無効となりますので、金抜設計書の種別レベルで数量が1式表示されている場合であっても、見積内訳書は1式表示とせず、金抜設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載してください。（数量×単価の不明な1式表示が一部分であっても全て無効として取り扱います。）**

なお、金抜設計書の種別レベルが不明又はわからない場合は、入札公告における設計図書等に対する質問の受付先に問い合わせてください。

(例3) 種別レベルの数量を1式表示にしない。

	数量	単価	金額
(誤) ○○○工	1式		1,000,000円
△△△工	1式		1,500,000円
□□□工	1式		2,000,000円
		↓	
(正) ○○○工			1,000,000円
内訳	100m	× 2,500円 =	250,000円
	100m	× 7,500円 =	750,000円
△△△工			1,500,000円
内訳	50m ²	× 10,000円 =	500,000円
	50m ²	× 20,000円 =	1,000,000円
□□□工			2,000,000円
内訳	200m ³	× 8,000円 =	1,600,000円
	1式		400,000円
内訳	◇◇◇工	300m × 1,000円 =	300,000円
	■■■工	500m × 200円 =	100,000円

- 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、1式表示を認めます。

見積内訳書(記載例)

				工 事 名	〇〇〇工事
				工 事 番 号	第〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇号
				商 号 又 は 名 称	〇〇建設株式会社
費目・工種・種別など	数 量	単 位	単 位	金 額	備 考(記載上注意すべき点)
(例)本工事費					
道路工					
切 土	1,000	m ³	900	900,000	切抜き設計書における種別レベルまでの工種について記載する。なお、種別レベル以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求めることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。
盛 土	800	m ³	1,500	1,200,000	
擁壁工	200	m ²	7,000	1,400,000	
.					
.					
直接工事費				10,000,000	共通仮設費、現場管理費、一般管理費に計上する内容は、土木工事標準積算基準(公表)によるものとする。(率計上も可とする。)なお、値引き等については、記載しない。
共通仮設費	1.0	式		1,000,000	
純工事費(直接工事費+共通仮設費)				11,000,000	
現場管理費	1.0	式		3,000,000	
工事原価(純工事費+現場管理費)				14,000,000	
一般管理費	1.0	式		2,000,000	
工事価格(工事原価+一般管理費)				16,000,000	
					工事価格は入札書の金額と一致させること。

※ 見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

(ページ / ページ)

※ 設計図書の工事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。